

2010年日本政府年次報告
「労働監督に関する条約」(第81号)
(2008年6月1日～2010年5月31日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項は以下のとおり。

〔第3条関係〕について

前回までの報告の末尾に「さらに、労働基準監督官は、81号第3条第1項の業務のほか、労働基準法における災害補償に係る規定のうち監督指導に関する業務等も行っている（厚生労働省設置法第4条、第21条、第22条）。」を追加する。

〔第4条関係〕について

前回までの報告中、「（鉱山保安法第45条）」を、「鉱山保安法第51、52、54条」に改める。

〔第5条関係〕について

前回までの報告中、「鉱山保安法第51条」を、「鉱山保安法第51、52、54条」に、「また、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員を含む労働政策審議会が厚生労働省に設けられ、労働政策に係る所掌事務に関する重要事項を調査・審議する等重要な協力機関としての役割を果たしている（厚生労働省設置法第9条、労働政策審議会令第3条）。」を「「また、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員を含む労働政策審議会が厚生労働省に設けられ、労働政策に係る所掌事務に関する重要事項を調査審議する等重要な協議機関としての役割を果たしている（厚生労働省設置法第9条、労働政策審議会令第3条）。」に改める。

〔第7条関係〕について

前回までの報告中、「労働基準監督官の任務遂行に必要な訓練を行うため、厚生労働省に労働研修所が置かれている（厚生労働省組織令第142条）。」を「労働基準監督官の任務遂行に必要な訓練を行うため、厚生労働省に独立行政法人労働政策研究・研修機構が置かれている（独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条）。」に改める。

〔第9条関係〕について

前回までの報告中、「労働基準監督官に衛生、電気、機械、土木建築、化学等に関する専門技術を有する者を任用しているほか、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が設けられ、これらが工場事業場における災害予防及び職業性疾病予防について専門的な観点から調査研究を行っている（労働省組織令第61条及び第62条）、」を「労働基準監督官に衛生、電気、機械、土木建築、化学等に関する専門技術を有する者を任用しているほか、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が設けられ、これらが工場事業場における災害予防及び職業性疾病予防について専門的な観点から調査研究を行っている（労働省組織令第61条及び第62条、労働安全衛生法第96条の2及び

第96条の3)。」に改める。

また、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所が事業場における災害予防及び職業性疾病予防について専門的な観点から調査研究を行っている（労働安全衛生総合研究所法第11条）。」を削除する。

〔第10条関係〕について

労働基準監督官の数は、本条各号の事項を十分考慮して決定されている。

2010年3月31日現在において、専門技術者を含む労働基準監督官3949人が配置されており、各都道府県別の配置数は下表のとおりである。

都道府県別労働基準監督官数（2010年3月31日現在）

北海道	160	東京	357	滋賀	42	香川	45	
青森	53	神奈川	165	京都	89	愛媛	53	
岩手	51	新潟	93	大阪	259	高知	39	
宮城	65	富山	50	兵庫	162	福岡	135	
秋田	49	石川	51	奈良	39	佐賀	40	
山形	47	福井	41	和歌山	47	長崎	55	
福島	77	山梨	37	鳥取	34	熊本	55	
茨城	83	長野	89	島根	38	大分	47	
栃木	72	岐阜	83	岡山	70	宮崎	48	
群馬	71	静岡	121	広島	103	鹿児島	50	
埼玉	126	愛知	196	山口	74	沖縄	43	
千葉	103	三重	67	徳島	35	本省	40	
							合計	3949

鉱務監督官については、2010年6月1日現在122人であり、各地区別の員数は下表のとおりである。

地区別	現在員数	地区別	現在員数
北海道	21	中国	12
東北	15	四国	7
関東	20	九州	17
中部	10	那覇	5
近畿	7	本省	8
		合計	122

〔第14条関係〕について

前回までの報告中「並びに労働基準法施行規則第57条」を削除する。

〔第17条関係〕について

前回までの報告中「最低賃金法第39条」を、「最低賃金法第33条」に改める。

〔第18条関係〕について

前回までの報告中「労働安全衛生法第116条から122条まで」を「労働安全衛生法第116条から第123条まで」に、「作業環境測定法第52条から第56条まで」を「作業環境測定法第52条から第57条まで」に、「最低賃金法第44条から第46条まで」を「最低賃金法第39条から第42条まで」に改める。

〔2009年条約勧告適用専門家委員会の直接要請（ダイレクト・リクエスト）〕について

○連合が表明した懸念に対して有用と思われる情報について

労働政策に関し、その重要事項については、公労使三者構成の労働政策審議会で調査審議することとされており、労働基準監督署の再編整理についても労働政策審議会に報告している。

また、労働基準監督署の再編整理に当たっては、地域の行政需要の変化や交通事情等を総合的に勘案し、再編整理の対象を選定しており、再編整理により影響を受ける地域の労使をはじめとした関係者に対し、説明を十分に行うとともにご意見を伺うなど、地域の実態を踏まえ、慎重かつ適切な対応に努めている。

○条約第3条1(b)について

労働基準監督機関においては、法定労働条件の履行確保を図るため、的確かつ積極的な監督指導等を行うとともに、申告・相談がなされた場合には、申告・相談者が置かれている状況に意を払い、その解決のため迅速かつ的確な対応を行っている。

具体的には、一昨年急速な景気悪化局面においては、特に、厳しい経済情勢下での労務管理のポイントをまとめたパンフレットを作成し、労働条件の確保に向けた適切な労務管理を実施するよう啓発指導を図った。また、2006年4月から施行された改正労働安全衛生法に関する各種パンフレットを使用し、その周知徹底に取り組んだ。

なお、取り扱われた問題、対象となった経済部門等に関しては、年度が始まる際に「地方労働行政運営方針」を定め、各労働基準監督機関で重点的に取り組むべき事項を通達している。

○第8条について

2009年度の労働基準監督官の女性採用比率は約20%（女性職員20名／21年度採用者数99名）、2010年度の労働基準監督官の女性採用比率は約27%（女性職員26名／22年度採用者数96名）となっており、女性の採用比率は上昇している。

給与の俸給別の監督官の男女別の割合は、以下の通り。

	女性	男性
1～2級	22%	78%
3～4級	12%	88%
5級以上	7%	93%

（注）国家公務員である労働基準監督官の俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、

且つ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定される。1～2級は係員級、3～4級は係長級、5級以上は課長補佐級以上となっている。

近年、採用者数に占める女性の割合は増加傾向にあり、2001年度～2005年度までの新規採用者に占める女性の割合は平均すると14%であったが、2006年度～2010年度までを平均すると23%となっている。

2001年度～2010年度までの新規採用者に占める女性の割合は平均すると2割にも満たないため、全体として女性監督官が少ない状況が現在まで継続していると考えられる。

引き続き、採用募集パンフレットに労働基準監督署等に勤務する女性監督官の勤務内容やメッセージを掲載する等の措置を講じるとともに、労働基準監督官として入省するに当たって抱く疑問や不安に適切に対処するために合格者を対象とした説明会を全国10か所で実施し、その実施に当たっては、説明者に先輩女性監督官を含める等の工夫を行い、採用の促進に努めている。

また、労働基準監督官採用試験にかかる受験勧奨に当たっては、特に、監督官を志望する女性を対象とした、人事院が主催する「女子学生のための公務員セミナー」（2008年、2009年実施）に現役の女性監督官をパネリストとして派遣し、参加者からの質問等に返答するなど、積極的な対応を図っているところである。

あわせて、監督官を志望する女性を対象とした、人事院のホームページ内の「女性職員からのメッセージ」において、現役の女性監督官が、監督官の業務内容、仕事と家庭・育児の両立の実態等についてメッセージを執筆しているなど、積極的な対応を図っているところである。

<労働基準監督官採用試験実施・採用状況>

	申込者数（人）		最終合格者数（人）			採用者数（人）			
	うち女性	女性割合	うち女性	女性割合	うち女性	女性割合			
1978年度	6974	260	3.7%	146	3	2.1%	93	2	2.2%
1988年度	3456	251	7.3%	245	22	9.0%	119	11	9.2%
2001年度	5290	1199	22.7%	142	17	12.0%	86	12	14.0%
2008年度	3120	882	28.3%	131	23	17.6%	60	12	20.0%
2009年度	3102	929	29.9%	192	50	26.0%	99	20	20.2%
2010年度	3490	1024	29.3%	216	59	27.3%	96	26	27.1%

（注）表は採用された年度であり、採用試験の実施は前年度に行っている。

〔2009年一般的意見（ジェネラル・オブザベーション）〕に対する回答

○労働監督のための事業場の登録について

労働基準監督機関は、労働基準法や労働安全衛生法上、事業主に提出義務のある各種届出や労働者からの相談等による事業場に関する詳細な情報や、労働者を一人でも雇用した場合に提出する義務のある労働保険成立届等により、把握した情報を、業務処理の合理化、迅速化を図るため、「労働基準行政情報システム」等において、適切に管理・運用している。

なお、労働基準監督機関は、定期的あるいは労働者からの相談や情報提供を契機として、事業場情報をもとに、事業場に立ち入り、帳簿などを検査して、労働者の労働条件について調査を行い、法律違反が認められた場合には事業主に対し、監督指導を行っている。

3. 質問Ⅲ、Ⅳ、Ⅴについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記の通り。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会